

入札公告【総合評価落札方式】
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月11日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡營繕事務所長 波佐間 進

1 業務の概要

- (1) 業務名 H22富士法務総合庁舎整備工事監理業務（電子入札対象案件）
(2) 業務内容

本業務は、H22富士法務総合庁舎整備工事に係る工事監理業務を行うものである。

- (3) 履行期限 平成23年3月11日

- (4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるもの

のとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないことなお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、②については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑧ H22 富士法務総合庁舎整備工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。また、上記に係る設計業務等、以外の業務のうち以下に示す項目に該当する発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

・平成 22 年度 静岡営繕事業計画業務

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

静岡営繕事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、静岡営繕事務所管内に一級建築士が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、静岡営繕事務所管内とは、静岡県とする。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

新築、増築又は改修工事の施設で、申請書等の提出期限までに対象施設が完成したものの工事監理業務、又は設計業務。

同種業務： (ア) 建物用途：庁舎・事務所又は類似施設

※類似施設とは複合用途の施設で事務室、会議室、研修室、及びこれらに類する室の面積（これらに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指す。

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 建物規模：延べ面積750m²以上

※上記の(ア)から(ウ)は、同一工事・1棟の建物であること。

類似業務： (ア) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(イ) 建物規模：延べ面積400m²以上

※上記の(ア)(イ)は、同一工事・1棟の建物であること。

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる要件を満足すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士と同等以上の資格を有する者との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士であること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

新築、増築又は改修工事の施設で、申請書等の提出期限までに対象施設が完成したも

の工事監理業務、又は設計業務。

同種業務： (ア) 建物用途： 庁舎・事務所又は類似施設

※類似施設とは複合用途の施設で事務室、会議室、研修室、及びこれらに類する室の面積（これらに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指す。

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 建物規模：延べ面積 750 m²以上

※上記の(ア)から(ウ)は、同一工事・1棟の建物であること。

類似業務： (ア) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(イ) 建物規模：延べ面積 400 m²以上

※上記の(ア)(イ)は、同一工事・1棟の建物であること。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 本業務の入札公告日現在の配置予定管理技術者の手持ち業務は5件以下であること。

ただし、本業務の入札公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が2件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の地方整備局等工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式を提

出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- 1) 建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項の提案
- 2) 工事の施工状況の照合及び確認を行うための留意点の提案

(8) 業務実施体制に関する要件

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ① 技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格／予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とする。

(2) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

②基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

③技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案

※①の項目で最大15点、②の項目で最大15点、③の項目で最大30点を加算点とする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、

3 (1) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒420-0823 静岡県静岡市葵区春日2丁目4-25

国土交通省 中部地方整備局 静岡営繕事務所 総務課

電話 054-255-1421 FAX 054-255-1422

メールアドレス : keiseize@cbt.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス : <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（3）申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：4（1）と同じ。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡営繕事務所総務課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除
- ②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

3（3）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

（5）手続きにおける交渉の有無 無。

（6）契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(8) 申請書等に対する留意事項

申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

(10) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成22年6月11日から 平成22年7月12日まで
②	申請書等の提出期間	平成22年6月12日から 平成22年6月28日までの 10時から 16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	競争参加資格確認通知の日	平成22年7月5日
④	入札書の受付期間	平成22年7月9日10時00分から 平成22年7月12日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年7月13日13時00分 中部地方整備局静岡営繕事務所

入札説明書

中部地方整備局静岡営繕事務所の「H22富士法務総合庁舎整備工事監理業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成22年6月11日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡営繕事務所長 波佐間 進

静岡県静岡市葵区春日2丁目4番25号

3. 業務の概要

(1) 業務名 H22富士法務総合庁舎整備工事監理業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、H22富士法務総合庁舎整備工事に係る工事監理業務を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・工事監理方針の説明。
- ・設計図書の内容の把握等の業務。
- ・施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務。
- ・工事と設計図書との照合及び確認、報告。など

(4) 履行期限 平成23年3月11日

(5) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局静岡営繕事務所 総務課

〒 420－0823 静岡県静岡市葵区春日 2 丁目 4－25

TEL 054-255-1421 FAX 054-255-1422

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・成果報告書

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないことなお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、②については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) H22富士法務総合庁舎整備工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。また、上記に係る設計業務等、以外の業務のうち以下に示す項目に該当する発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

・平成22年度 静岡営繕事業計画業務

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表①を予定する。

（2）業務拠点に関する要件

静岡営繕事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、静岡営繕事務所管内に一級建築士が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、静岡営繕事務所管内とは、静岡県とする。

（3）入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種及び類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

新築、増築又は改修工事の施設で、申請書等の提出期限までに対象施設が完成したものの工事監理業務、又は設計業務。

同種業務： (ア) 建物用途：庁舎・事務所又は類似施設

※類似施設とは複合用途の施設で事務室、会議室、研修室、及びこれらに類する室の面積（これらに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指す。

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 建物規模：延べ面積750m²以上

※上記の(ア)から(ウ)は、同一工事・1棟の建物であること。

類似業務： (ア) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(イ) 建物規模：延べ面積400m²以上

※上記の(ア)(イ)は、同一工事・1棟の建物であること。

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる要件を満足すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士と同等以上の資格を有する者との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士であること。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、同種及び類似業務において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

新築、増築又は改修工事の施設で、申請書等の提出期限までに対象施設が完成したものの工事監理業務、又は設計業務。

同種業務： (ア) 建物用途： 庁舎・事務所又は類似施設

※類似施設とは複合用途の施設で事務室、会議室、研修室、及びこれらに類する室の面積（これらに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指す。

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 建物規模：延べ面積 750 m²以上

※上記の (ア) から (ウ) は、同一工事・1 棟の建物であること。

類似業務： (ア) 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(イ) 建物規模：延べ面積 400 m²以上

※上記の (ア) (イ) は、同一工事・1 棟の建物であること。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 本業務の入札公告日現在の配置予定管理技術者の手持ち業務は 5 件以下であること。

ただし、本業務の入札公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある

場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が2件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の地方整備局等工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上ある者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- 1) 建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項の提案

2) 工事の施工状況の照合及び確認を行うための留意点の提案

(8) 業務実施体制に関する要件

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

5. 担当部局

〒 420 - 0823 静岡県静岡市葵区春日 2 丁目 4 - 25

国土交通省 中部地方整備局 静岡営繕事務所

- ①総務課：契約手続きに関すること。

電話 054-255-1421 FAX 054-255-1422

メールアドレス : keiseize@cbt.mlit.go.jp

- ②技術課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電話 054-255-1421 FAX 054-255-1422

メールアドレス : keiseize@cbt.mlit.go.jp

6. 申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1) 及び「資料」(別記様式2～7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(別記様式8～11) をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG 及び GIF 形式

圧縮ファイル LZH 形式

ただし、申請書等の容量が 3 MB を超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送又は伝送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
- ②郵送又は電送する書類の目録
- ③郵送又は電送する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：5. ①と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を静岡営繕事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(5) その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書等は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤申請書等に関する問い合わせ先 5. ②と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局静岡営繕事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ・受付場所：5. ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書

- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

- ③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかつた場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10 % を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェートは、以下のとおりとする。

①基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 100 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、60 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 60 点として扱う。 ① 70 点以上 ② 65 点以上 70 点未満 ③ 60 点以上 65 点未満		5
	① 70 点以上	5	
	② 65 点以上 70 点未満	3	
	③ 60 点以上 65 点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。 ①静岡県内に本社(店)を有する。 ②静岡県内に支社(店)、営業所等を有する。		5
	①静岡県内に本社(店)を有する。	5	
	②静岡県内に支社(店)、営業所等を有する。	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月。 イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月 ①処分を受けていない ②処分を受けている		-5
	ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月。		
	イ) 文書注意後 2 ヶ月		
	ウ) 口頭注意後 1 ヶ月		
	①処分を受けていない	0	
	②処分を受けている	-5	

②基本事項（技術者）について

業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。		5
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。		5

	<p>※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 100 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、60点として扱う。</p> <p>また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を60点として扱う。</p>	
	① 70点以上	5
	② 65点以上 70点未満	3
	③ 60点以上 65点未満	0
技術者信頼度 (優良表彰)	<p>平成18年以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。</p> <p>なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p>	5
	① 優良表彰の受賞実績がある	5
	② 優良表彰の受賞実績がない	0

③技術提案書

評価項目	評価の着眼点				得点
実施方針等	実施方針		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		10
	業務実施体制		配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。		10
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ I	建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項	適格性	建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項を十分に理解し、その対応策が適格な場合に優位に評価する。	2
		実現性		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	3
	評価テーマ II	工事の施工状況	適格性	工事の施工状況の照合及び確認を行うための留意点を十分に理解し、その対応策が適格な場合に優	2

	況の照 合及び 確認を行 うための留 意点の 提案	位に評価する。 実現性 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法） が網羅されている場合に優位に評価する。	3
--	--	---	---

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- ①質問の受付先：5. ①と同じ。
- ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
- ①閲覧場所：静岡営繕事務所
- ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡営繕事務所総務課まで持参すること。
- (3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

- (2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記8（1）により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次の有利なものをもって申込みを行つた者）を落札者とすることがある。

- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行つてゐるので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）及び（2）については予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

- (1) 配置予定管理技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、公共建築設計者情報システム（P U B D I S）に登録すること。

1) 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で2件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させ

る等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した平成21・22年度一般競争参加資格認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5.①と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

18. 再苦情申立て

- (1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10時00分から 16時00分まで

19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

建築工事監理業務委託契約書により契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 無 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

24. 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別添（A4判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

(1) 申請書の作成

申請書は、別添（様式-1）により作成するものとする。

(2) 資料の作成及び留意事項

資料は、別添（様式-2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①資料に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
入札参加希望者の業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡営繕事務所管内の業務拠点を記載する。 ・記載様式は様式-3とする。

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする。 ・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公告日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p> <p>また、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－5とする。 <p>なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。</p>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする ・記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務

	<p>の主たる部分を再委託してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－7とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。
--	--

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（3）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－8～12）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－9とし、A4判2枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－10とし、A4判1枚以内に記載する。

特定テーマ	<p>特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。</p> <p>①「建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項の提案」</p> <p>②「工事の施工状況の照合及び確認を行うための留意点の提案」を簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない ・記載様式は様式－11～12とし、1テーマにつきA4判2枚以内に記載する。
-------	---

25. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク　電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
静岡営繕事務所総務課 電話 054-255-1421 へ連絡すること。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成22年7月5日
②	申請書等の提出期間	平成22年6月12日から 平成22年6月28日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年6月12日から 平成22年7月5日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年7月9日10時00分から 平成22年7月12日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年7月13日13時00分 中部地方整備局静岡營繕事務所

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡營繕事務所長 波佐間 進 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成22年6月11日付けで公告のありました「H22富士法務総合庁舎整備工事監理業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡営繕事務所長 波佐間 進 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

H 2 2 富士法務総合庁舎整備工事監理業務

競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 _____

氏 名 _____

T E L _____

F A X _____

平成 2 2 年 6 月 1 1 日付けで公告のありました「H 2 2 富士法務総合庁舎整備工事監理業務」の資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書等の、合計容量が 3 M B を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
PUBDISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日			
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況(平成22年6月11日現在)、契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名(PUBDIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥平成18年度以降の技術者の優良表彰				
表彰年度	業務名	発注者	表彰者	

注：優良表彰があった場合、その写しを提出すること。

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
PUBDISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡営繕事務所長 波佐間 進 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

(又は○○支店長 ○○ ○○)

印

H 2 2 富士法務総合庁舎整備工事監理業務

技術提案書

連絡先 担当部署 _____

氏 名 _____

T E L _____

F A X _____

平成 2 2 年 6 月 1 1 日付けで公告のありました「H 2 2 富士法務総合庁舎整備工事監理業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書、資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が 3 M B を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

実施方針

※ A4判2枚以内に記載する。

業務実施体制

※ A4判1枚以内に記載する。

評価テーマ：建築・電気設備・機械設備の各工種間の調整に関する事項の提案

※ A4判2枚以内に記載する。

評価テーマ：工事の施工状況の照合及び確認を行うための留意点の提案

※ A4判2枚以内に記載する。